

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山陽小野田市は明治時代から石炭産業、窯業を基幹産業として発展するとともに、明治14年に日本で初めての民間セメント製造会社が設立されるなど、古くから工業都市として発展してきた。現在では、鉄鋼・石油・化学製品などの基礎素材型産業に加え、医療・機械・電子部品産業など多くの産業が集積し、県下有数の工業都市となっている。

近年、本市の人口は緩やかに減少を続け、高齢化が進展している。平成28年4月に山口東京理科大学が公立化し、若者の流入が期待されるものの、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

市内の中小企業の動向をみると、企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。このような状況の中、市としても、平成27年7月に中小企業振興の基本理念である「山陽小野田市中心企業振興基本条例（平成27年山陽小野田市条例第34号）」を制定し、中小企業振興に努めている。具体的には、市内の人手不足を解消するための面接会の開催などの人材マッチング事業、創業や事業承継等中小企業者が直面する様々な問題に対する相談会やセミナーの開催、融資制度の充実などの支援策を講じてきている。

今後も経済を循環・活性化させるためには、中小企業に対して、経営基盤の強化、資金調達の円滑化、人材育成等様々な面において引き続き支援を行っていく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の設備投資を活発化させ、地域経済の底上げ・発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の中小企業者を構成する産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業

者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業における様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺などの市街地、臨海エリア、山間部など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の中小企業者を構成する産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた県内、県外、海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれるすべての事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備については、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内の自己所有に属する事業所等（従業員などが常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限るものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 市税等に滞納がないこと。